

生産工程管理（GAP手法等の導入）の推進

【産地実証等への支援 24（25）億円の内数】

【先進的総合生産工程管理体制の構築 8（0）億円】

対策のポイント

生産から食卓までの食品安全を確保するため、全国の農業生産現場においてGAP手法の積極的な導入・推進を図るとともに、川上（生産）から川下（加工）まで一貫した生産工程管理体制を構築します。

（GAP手法とは）

GAP手法（農業生産工程管理手法）は、農産物の食品としての安全性の確保のみならず、環境の保全、労働安全の確保等様々な目的で、農業生産工程全体を管理し、適正な農業生産を実現するために有効な手法です。

我が国の多くの産地や農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことで、産地の競争力強化や農業経営の改善、効率化に資するとともに、農産物の食品としての安全性等について消費者や食品事業者等の信頼の確保を推進します。

政策目標

平成23年度までにおおむね全ての主要な産地（2,000産地）においてGAP手法を導入

<内容>

1. 産地実証等への支援

都道府県や産地段階におけるGAP手法導入の推進体制の整備・強化、産地の農業実態に即したGAP手法普及マニュアルの作成、マニュアルを元にした産地実証等に対する支援を行うとともに、海外の実態調査等を行い、GAP手法に取り組みやすい環境を整備し、農業者や産地の取組の拡大を図ります。

食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数

交付率：定額（1／2以内）

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

生鮮農産物安全性確保対策事業費補助金 6（6）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 先進的総合生産工程管理体制の構築

生産から加工まで一貫した工程管理体制の確立、工程管理の効果的な実施に対応できる先進的な施設の整備に対する支援を行い、モデル的な取組の構築を通じて、工程管理手法の普及を図ります。

先進的総合生産工程管理体制構築事業 808（0）百万円

補助率：1／2以内、定額

事業実施主体：民間団体

担当課：生産局生産技術課（03－6744－2110（直））

担当：龍澤

消費・安全局農産安全管理課（03－3592－0306（直））

担当：伊澤

